

議案第 7 3 号

京丹後市税条例の一部改正について

京丹後市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から順次施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市税条例の一部を改正する条例

京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に、「提出する」を「提供する」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に、「提出する」を「提供する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第8項から第11項までの規定中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第13項及び第14項中「4分の3」を「3分の2」に改める。

附則第10条の2第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」

に改め、同条に次の１項を加える。

- ４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１９条の３を削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２及び第３６条の３の３の改正規定並びに附則第６条の改正規定及び附則第７条の３の２第１項の改正規定（「令和２０年度」を「令和２５年度」に改める部分及び「令和７年」を「令和１２年」に改める部分に限る。）並びに次条第１項及び第２項の規定 令和９年１月１日
- （２） 第６３条の改正規定及び附則第３条第２項の規定 令和９年４月１日
- （３） 第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第１７条の２の改正規定（同条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める部分を除く。）並びに次条第４項の規定 令和１０年１月１日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

京丹後市税条例(平成 16 年京丹後市条例第 80 号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市税条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 80 号 目次 (略) 第 1 条～第 34 条の 6 (略) (寄附金税額控除) 第 34 条の 7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項 _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第 34 条の 8～第 36 条 (略) (市民税の申告) 第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項 _____において同じ。)) (前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)	京丹後市税条例 平成 16 年 4 月 1 日 条例第 80 号 目次 (略) 第 1 条～第 34 条の 6 (略) (寄附金税額控除) 第 34 条の 7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 11 項(法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第 34 条の 8～第 36 条 (略) (市民税の申告) 第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。)) (前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)

現行	改正案
り提出することができる。 6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)</u>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において、「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) その他施行規則で定める事項	り提供することができる。 6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。))の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)</u>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者</u> (3) <u>法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。))の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))</u>

現行	改正案
2 前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。 3 第 1 項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。 5 前項の規定の適用がある場合における第 3 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者	を有する者 2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 公的年金等支払者の名称 (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨 (3) 特定配偶者の氏名 (4) 扶養親族又は特定親族の氏名 (5) その他施行規則で定める事項 3 第 1 項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第 1 項又は同条第 1 項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203 条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第 1 項又は法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第 1 項又は同条第 1 項の規定による申告書を提出することができる。 4 (略) 5 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第 48 条の 9 の 8 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における第 4 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者

現行	改正案
が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第 36 条の 4～第 62 条（略） （固定資産税の免税点） 第 63 条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあっては 30 万円、<u>家屋にあっては 20 万円</u>、償却資産にあっては <u>150 万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 第 63 条の 2～第 151 条（略） 附 則 第 1 条～第 5 条の 2（略） （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第 6 条 平成 30 年度から<u>令和 9 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第 7 条～第 7 条の 2（略） （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第 7 条の 3 平成 22 年度から<u>令和 20 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から<u>令和 7 年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第 5 条の 4 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 8 及び第 34 条の 9 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」と、第 34 条の 9 第 1 項中	が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第 36 条の 4～第 62 条（略） （固定資産税の免税点） 第 63 条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあっては 30 万円_____、償却資産にあっては <u>180 万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 第 63 条の 2～第 151 条（略） 附 則 第 1 条～第 5 条の 2（略） （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第 6 条 平成 30 年度<u>以後</u>_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第 7 条～第 7 条の 2（略） （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第 7 条の 3 平成 22 年度から<u>令和 25 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から<u>令和 12 年</u>までの各年である場合に限る。）には、法附則第 5 条の 4 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 8 及び第 34 条の 9 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 8 中「前 2 条」とあるのは「前 2 条並びに附則第 7 条の 3 第 1 項」と、第 34 条の 9 第 1 項中「前 3 条」

現行	改正案
る市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 10 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 11 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 12 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。 13 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。 14 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。 第10条の2 15～17 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～15 (略) 16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u> 旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該</u>	る市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 10 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 11 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>2分の1</u>とする。 12 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。 13 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする。 14 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>3分の2</u>とする 第10条の2 15～17 (略) <u>18 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～15 (略) 16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)</u>又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)及び(2) (略) (3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の</u>

現行	改正案
<u>当するかの別</u> (4)～(6) (略) 第 11 条～第 17 条 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 17 条の 2 昭和 63 年度から<u>令和 8 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) 及び(2) (略) 2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>令和 8 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第 34 条の 2 第 10 項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略)	<u>条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれかに該当するかの別</u> (4)～(6) (略) 第 11 条～第 17 条 (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 17 条の 2 昭和 63 年度から<u>令和 11 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1) 及び(2) (略) 2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>令和 11 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 6 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第 34 条の 2 第 12 項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) 4 <u>第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおける</u>

現行	改正案
第 17 条の 3～第 19 条の 2 （略） （非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例） <u>第 19 条の 3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第 1 項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が 2 以上の同条第 5 項第 1 号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第 18 条の 6 の 2 第 3 項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第 37 条の 10 第 2 項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u> <u>2 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税口座から非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第 18 条の 6 の 2 第 2 項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第 37 条の 14 第 4 項第 1 号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しが</u>	<u>その譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> 第 17 条の 3～第 19 条の 2 （略）

現行	改正案
<u>あった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出しの時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u> 第20条～第23条 （略）	第20条～第23条 （略） <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> (1) <u>第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定</u> 令和9年1月1日 (2) <u>第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定</u> 令和9年4月1日 (3) <u>第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、第9条の2及び第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）</u> 令和10年1月1日 <u>（市民税に関する経過措置）</u> <u>第2条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の</u>

現行	改正案
	<u>施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u> <u>2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の市税条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりそ</u>

現行	改正案
	<u>の者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。</u> <u>3 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u> <u>第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>2 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u>

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
1	(寄付金税額控除) 第34条の7 【R10.1.1 施行】	＜特例控除額の上限の設定等に係る規定の整備＞ 本規定は、ふるさと納税（特例控除対象寄付金）に関する特例控除額の計算方法を定めているが、住民税の計算において、ふるさと納税の特例控除額の上限の設定等に係る改正を行うもの。	法附則第5条の6③④
2	(市民税の申告) 第36条の2 【R9.1.1 施行】	＜条文中の引用規定等の整備＞ No.2～No.3 第36条の3の3に規定された「個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の内容に関連する引用規定の変更及び文言修正を行うもの。	法第317条の2①
3	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 【R9.1.1 施行】		法第317条の3の2①
4	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 【R9.1.1 施行】	＜公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲に関する見直し等に伴う規定の整備＞ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、住民税の扶養控除等を受けるための書類であるが、今回の改正により、扶養親族等の記載義務の範囲を変更するもの。	法第317条の3の3
5	(固定資産税の免税点) 第63条 【R9.4.1 施行】	＜免税点の引き上げに伴う規定の整備＞ 物価高騰への対応、中小企業の設備投資負担の軽減、小規模資産の管理・申告事務の効率化等を踏まえ、固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行：150万円）にそれぞれ引き上げ、令和9年度以後の固定資産税から適用するもの。	法第351条

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
6	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 附則第6条 【R9.1.1 施行】	＜特例期間の変更に伴う規定の整備＞ 健康増進・疾病予防の取り組み（健診等）を促進し、スイッチ OTC 医薬品（処方箋不要）の購入を支援することで、将来的な医療費の増大を抑制することを目的に、「平成 30 年度から令和 9 年度まで」の当該医療費控除の特例期間を「平成 30 年度以後」に変更するもの。	法附則第 4 条の 5③
7	（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 附則第 7 条の 3 【R9.1.1 施行】	＜適用期限の延長に伴う規定の整備＞ 本規定は、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を、翌年度の住民税（所得割）から控除するものであるが、適用期限を 5 年延長するもの。	法附則第 5 条の 4
8	（寄付金税額控除における特例控除額の特例） 附則第 7 条の 4 ※【R10.1.1 施行】（復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正の部分に限る。）	＜特例控除額の特例とする規定の整備＞ 本規定は、ふるさと納税（寄附金税額控除）の特例控除額の計算に関する規定を定めた条文であるが、納税者が土地の売却益や株の譲渡所得といった「分離課税の所得」のみを持つ場合などは、地方税法の附則で定められた計算方法を適用することとするもの。	法附則第 5 条の 5
9	附則第 9 条の 2 【R10.1.1 施行】	＜特例控除額の上限額に係る規定の整備＞ 本規定は、ふるさと納税におけるワンストップ特例制度の適用条件及び控除方法を定めているが、ふるさと納税の住民税の特例控除額に上限規制が設けられたことに伴い所要の改正を行うもの。	法附則第 7 条の 3③④

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
10	(法附則第15条第24項第1号イの条例で定める割合) 附則第10条の2⑧ 【公布の日施行】	＜再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延期に伴う規定の整備＞ 再生可能エネルギー発電設備（ペロブスカイト太陽電池などの特定設備）に対する固定資産税の課税標準の特例割合を、「3分の2」から「2分の1」に拡充するとともに、適用期限を3年延長するもの。	法附則第15条
11	(法附則第15条第24項第1号ロの条例で定める割合) 附則第10条の2⑨ 【公布の日施行】	＜特定水力発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充に伴う規定の整備＞ 特定水力発電設備（小規模な水力発電設備 5,000kw 未満）に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、「3分の2」から「2分の1」に拡充するもの。	法附則第15条
12	(法附則第15条第24項第1号ハの条例で定める割合) 附則第10条の2⑩ 【公布の日施行】	＜特定地熱発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充に伴う規定の整備＞ 特定地熱発電設備（1,000kw 未満の発電設備）に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、「3分の2」から「2分の1」に拡充するもの。	法附則第15条
13	(法附則第15条第24項第1号ニの条例で定める割合) 附則第10条の2⑪ 【公布の日施行】	＜バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充に伴う規定の整備＞ バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（10,000kw 以上 20,000kw 未満の発電設備）に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、「3分の2」から「2分の1」に拡充するもの。	法附則第15条

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
14	（法附則第 15 条第 24 項第 2 号の条例で定める割合） 附則第 10 条の 2 ^⑫ 【公布の日施行】	＜特定風力発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充に伴う規定の整備＞ 特定風力発電設備（再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備）に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、「7 分の 6」から「5 分の 3」に拡充するもの。	法附則第 15 条
15	（法附則第 15 条第 24 項第 3 号イの条例で定める割合） 附則第 10 条の 2 ^⑬ 【公布の日施行】	＜特定風力発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充に伴う規定の整備＞ 特定風力発電設備（港湾法に基づく洋上風力発電設備、温対法・農山漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備）に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、「4 分の 3」から「3 分の 2」に拡充するもの。	法附則第 15 条
16	（法附則第 15 条第 24 項第 3 号ロの条例で定める割合） 附則第 10 条の 2 ^⑭ 【公布の日施行】	＜特定地熱発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充に伴う規定の整備＞ 特定地熱発電設備（1,000kw 以上の発電設備）に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、「4 分の 3」から「3 分の 2」に拡充するもの。	法附則第 15 条
17	（法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合） 附則第 10 条の 2 ^⑯ 【公布の日施行】	＜バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の新設に伴う規定の追加＞ バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に対する固定資産税の課税標準の特例割合を「3 分の 1」と定め、この減額割合をわがまち特例として規定を追加するもの。	法附則第 15 条

No.	改正条項	内容	地方税法等の関係法令
18	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 附則第10条の3 【公布の日施行】	＜適用対象建築物の変更に伴う規定の整備＞ 適用対象となる建築物の範囲を拡大するため、「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に変更するもの。 ※「特別特定建築物」とは、病院、集会場、ホテル等、多数の者が利用する一定規模以上の「特定建築物」のうち、主として高齢者・障害者等が利用し、バリアフリー法に基づき、バリアフリー基準への適合義務が課される建築物を指します。また、「実演芸術公演施設」とは、「特定建築物」に含まれる特定の用途を持つ建物の一つであり、実演芸術等の公演を行う劇場、音楽堂等の施設を指します。	
19	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 附則第17条の2 ※【R10.1.1 施行】（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正の部分に限る。）	＜適用期限の延長に伴う規定の整備及び課税の特例に該当しないものとする規定の追加＞ 優良住宅地の造成等のために譲渡した土地等の長期譲渡所得（所有5年以上の土地譲渡）に対する特例は、譲渡額2,000万円以下で所得税10%、住民税4%の軽減税率が適用されるが、今回の改正により、適用期限を3年間延長するとともに、急傾斜地崩壊危険区域等にある土地等の譲渡は当該譲渡に該当しないものとみなすことを規定するもの。	法附則第34条の2